

「横浜市就職氷河期世代相談サポート付集中プログラム事業 業務委託」

受託候補者特定に係る実施要領

制 定 令和4年2月24日

最近改正 令和5年2月28日

(趣旨)

第1条 こども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会実施要綱（以下「実施要綱」という。）第9条の規定に基づき、「横浜市就職氷河期世代相談サポート付集中プログラム事業業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等について、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

(審議事項)

第2条 実施要綱第9条第1項第2号、第4号に定められた審議事項は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
 - ア プロポーザル公募条件の決定
 - イ プロポーザルの評価方法の決定
 - ウ 提出要請書の審査
 - エ その他必要と認めるもの
- (2) 選定に関する審査
 - ア プロポーザルの評価
 - イ 受託候補者の特定
 - ウ プロポーザルの評価結果の通知

(提出要請書)

第3条 提出の要請にあたっては、原則として、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料を提出要請書に添付し、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 「横浜市就職氷河期世代相談サポート付集中プログラム事業業務委託に係るプロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」）及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 法人の支援実績
- (2) 業務実施体制

- (3) 提案内容
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 提案者の支援実績等
 - (2) 配置予定者の業務経験等
 - (3) 提案内容の妥当性・実現性等
 - (4) その他、当該業務に対する知見、意欲等
- 2 プロポーザルの評価にあたっては、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 評価点について最上位の者が2者以上となった場合は、評価委員会にて採択を行い、最上位を決定する。
 - 5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
委員長　　こども青少年局総務課長
副委員長　経済局雇用労働課長
委員　　　こども青少年局青少年部長
委員　　　こども青少年局青少年育成課長
委員　　　こども青少年局青少年相談センター所長
 - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
 - 5 委員長は、評価結果をこども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(提案資格確認の通知)

第7条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第11条により選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求められることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第8条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第17条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、本市が通知を送付した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附 則

この要領は、令和4年2月24日から施行する。

この要領は、令和5年2月28日から施行する。